

## 第9回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議

日 時：平成28年3月19日（土曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：ホテル白萩2階 錦の間

## 1 開会

○司会：皆様おそろいとなりましたので、これから、第9回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。

本日事務局を務めさせていただきます、宮城県環境生活部循環型社会推進課の佐藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

## 2 挨拶

○司会：それでは、開会に当たりまして、村井知事よりご挨拶を申し上げます。

○村井宮城県知事：皆さん、こんにちは。

年度末の大変お忙しい中、土曜日にもかかわらずご出席を賜りまことにありがとうございます。

また、井上副大臣を初め環境省の皆様も、わざわざ宮城までお越しをいただきましてどうもありがとうございました。

昨年の12月13日に、国主催の市町村長会議を開催いたしました。その際に何人かの首長さんから、ぜひ知事主催の市町村長会議を開いてほしいというご要請がございました。それを受けまして、本日、私どもと市町村長との指定廃棄物に関する意見交換、市町村長会議を開催したわけでございます。

先般2月17日だったと思いますが、環境省から県に対しまして、指定廃棄物の再測定、あれは2月17日でしたかね。2月17日に環境省から宮城県に対しまして、8,000ベクレルを超える指定廃棄物の再測定結果の報告がございました。本来でしたら私どもと皆様方の会でございますので、この場で私から説明をすべきであります。調査をしたのは国でございますので、その問題に限り、環境省のほうから説明をしていただき、そして、それに関してのみ環境省に質問を皆さんからしていただくと、説明と質問をしていただくということで、きょうはわざわざ井上副大臣にお越しいただいたということでございます。したがって、質疑応答、再測定に関する質疑応答が終わりましたら、環境省の皆様にはご退席をいただくという形で進めたいというふうに思っております。

非常に重要な問題でございますので、限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を賜ればというふうに思っております。どうか最後までよろしくお願い申し上げます。

○司会：本日は、環境省から、井上環境副大臣にもご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井上環境副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。

本日は村井知事を始め宮城県の市町村長の皆様には、年度末、そして土曜日にもかかわらず、この県主催の市町村長会議を開催していただき、また、私どもにもお時間をいただきましたことを感謝申し上げます。そして、この指定廃棄物にかかわる自治体、保管者の方々、県民の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを改めておわび申し上げたいと思います。

宮城県におきましては、比較的放射能濃度が高い指定廃棄物が長期にわたって一定量残ること、農家が管理し、性状の不安定な農業系廃棄物の量が多いことから、災害などのリスクを減らすため、やはり、県内1か所に集約して安全に管理する国の方針に変わりはありません。他方で、放射能濃度に関する再測定の結果によりますと、想定していたよりも多くの指定廃棄物が既に基準値を下回っていることが明らかになりました。先日の国の有識者会議でも確認をいただきましたが、1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものは、通常の方法で安全に処理ができます。自然減衰を考慮すると、今後も基準を下回る指定廃棄物が出てくることから、指定解除の仕組みも活用しつつ、保管自治体や一時保管者の方々と協議をしながら、処理ができるものは順次進めさせていただきたいと考えております。その際、特に農業系廃棄物につきましては、量も多く、農家が管理しているものもあり、大きな課題であると認識をしております。環境省の補助事業も活用し、未指定分も含めて全額国の負担で責任を持って進めていきたいと考えております。

また、他方で、住民の皆様のご心配などを考えますと、現実的には処理が困難なケースがあるということも十分に理解をしております。国の指定解除に伴う処理の財政的、技術的な支援のほか、処分先の確保につきましても県や市町村と共に調整に当たりたい、責任を果たしてまいりたいと考えております。

1キログラム当たり8,000ベクレルを超える未指定の廃棄物につきましては、県からご要望があったことを踏まえまして、放射能濃度の測定に向けて現在準備を進めているところであります。保管自治体や一時保管者の皆様と協議をした上で実施したいと考えております。

指定廃棄物の課題解決に向けて、国が責任を放棄するということは決してございません。引き続き、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○司会：ありがとうございました。

本日のご出席者につきましては、資料として出席者名簿をお配りさせていただいておりますので、恐縮ですがそちらでご確認をお願いいたします。

○司会：それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第のほうに記載させていただいておりますが、次第に続きまして出席者名簿、そして座席表のほうをお配りさせていただいております。環境省説明資料といたしまして、「宮城県の指定廃棄物の放射能濃度の再測定結果及び処理に関する環境省の考え方について」、参考資料1といたしまして「茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法について」、参考資料2といたしまして「宮城県の指定廃棄物の放射能濃度の再測定について」、参考資料3といたしまして「5県の指定廃棄物等の放射能濃度に関する将来推計」、参考資料4といたしまして「現地保管継続に当たっての更なる安全の確保について（案）」、参考資料5といたしまして「指定廃棄物（農林業系副産物）の減容化・安定化技術について（案）」、参考資料6といたしまして「放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理について」という資料をお配りさせていただいております。不足する資料等ございましたら、事務局のほうへお申し出をお願いいたします。

### 3 説明

#### 指定廃棄物の放射能濃度の再測定結果と環境省の今後の方針等について

○司会：本日は、意見交換に入る前に、前回の市町村長会議で出されたご意見を踏まえた今後の方針等について、環境省からご説明をいただくこととしております。よろしくをお願いいたします。

○鎌形環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長：環境省の廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形でございます。どうぞよろしくお願いいたします。資料に基づき説明させていただきます。恐縮ですが、着座して説明させていただきます。

お手元の資料で、右肩に「環境省説明資料」と書いてあるものでご説明させていただきます。標題が「宮城県の指定廃棄物の放射能濃度の再測定結果及び処理に関する環境省の考え方」ということでございます。

1枚おめくりください。まず、最近の状況として、他県でございますけれども、茨城県の状況をご説明させていただきたいと思っております。

今年の2月に、保管市町、一時保管している市町の会議、これには県知事と井上副大臣以下環境省が出席いたしました。茨城県における指定廃棄物の処理方針が了承されてございます。その方針でございますけれども、次のページ、3ページ目、4ページ目ということでございます。

まず、茨城県の事情は他の県と違うので、それについての認識が書かれてございます。茨城県では、焼却灰など比較的性状が安定している廃棄物が公的機関にしっかり保管されてございます。そして、当初から濃度の低い指定廃棄物が多いので、時間の経過で1キログラム当たり8,000ベクレルを下回るようになり、通常の廃棄物と同様に既存の処分場で処理できる状況になります。

3番目、茨城県では、濃度の高い指定廃棄物が多量かつ分散しているゆえに、災害等のリスクに備えた長期管理施設を整備しなければならないと言いつつ、難しい状況になってきたということで、この2月4日の会議で、県と保管市町の総意として、苦渋の決断ではあるものの、安全確保を前提とした現地保管継続の意向が示されました。

そういうことを受けまして、茨城県では、1キログラム当たり8,000ベクレル以下となるのに長期間を要しない指定廃棄物については、一定程度まとめて保管されている現状のまま保管を継続して、減衰後は通常の廃棄物として処理する方針で、指定解除の仕組みも活用しつつ進め、保管継続の際には、保管の強化などにより更なる災害対応や地域住民の不安の解消に努めるということでございます。

それでもなお1キログラム当たり8,000ベクレル以下になるのに長期間を要する比較的濃度の高い物もわずかに残ります。これについては、災害リスクの観点から、やはり県内1か所に集約して安全に管理することが望ましいということでございます。

7番目でございます。指定解除については、保管者との協議が整うことを前提とし、国が一方的に解除し、又は一方的に責任を放棄するものではございません。また、国がしっかり技術的な支援を行い、指定解除後の処理費用についても責任を持ちます。

8番目。また、風評被害、地域振興対策の具体化については、県や保管自治体と相談しながら前向きに検討し、保管強化については、茨城県の場合、14の市町で保管されておりますので、個別協議を速やかに進めます。

こういったことが茨城県で処理方針として固まったということでございます。

5ページ目は、今の内容を図示したものでございます。8,000超の物につ

いては、現地保管を継続して、段階的に自然減衰したものから処理していくということ。そして、右側にございますように、比較的濃度の高いものについては、1か所集約が望ましいということをございます。

次に6ページから、宮城県の指定廃棄物の状況についてのお話をさせていただきます。

まず、知事からもご指摘がございました、再測定でございます。再測定につきましては、結果概要にございますように、宮城県内の全ての指定廃棄物、これが3,400トンになります。39か所、3,400トンでございますけれども、その3分の2に当たります2,300トンが、既に指定基準である1キログラム当たり8,000ベクレルを下回っていたという結果が出てございます。

7、8ページ目には、それぞれ市町村ごと、そして保管場所ごとの指定廃棄物の数量と、指定時に把握しておりました放射能濃度に基づく推計値が真ん中の欄にございます。そして、一番右側の欄は、実際に今回測定いたしました再測定値ということをございます。全体として推計値より再測定値の方が下回っているという傾向が出ておったということをございます。赤字で出ておりますのは、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の数字でございます。これが結果でございます。

そして次のページ、9ページ目でございます。

実測の結果は先ほどのとおりでございますが、これが将来どのように減衰していくかということを経験で推計したというものでございます。一番上に宮城県の欄がございます。指定廃棄物の数量3,404トンでございますが、現在が1,090トンで、その32%になっているということです。5年後には、8,000超のものが7%、10年後には6%という推計になってございます。その他の5県につきましても、同様の推計をしてございます。各県によって、それぞれ様相は異なるということをございます。

以上の状況を受けて、環境省として、宮城県の指定廃棄物の処理についての考え方を10ページ以下にまとめさせていただいております。

まず、10ページでございます。①でございます。比較的放射能濃度が高い指定廃棄物につきましては、やはり長期間を要するというところで、災害等のリスクの観点から県内1か所に集約して安全に管理をすることが望ましいと考えております。これは、他の県にも共通した考え方でございます。

2番目、自然減衰により1キログラム当たり8,000ベクレルを下回ったものについては、通常の処理方法で安全に処理することが可能ということをございます。このことについては、去る3月16日に開かれました、国の指定廃棄物処分等有識者会議においても、再度確認されているところをございます。

次に、指定解除の仕組みも活用しつつ、自治体や一時保管者などと協議をしながら、処理ができるものから順次処分することが望ましいということでございます。指定解除後の廃棄物についても、国が責任を持って安全性の説明等の技術的支援や処理費用の全額負担を行うという方針でございます。そして、処分先の確保についても、県や市町村と共に国も調整に当たってまいりますということでございます。

11ページ目は、指定廃棄物の指定基準1キログラム当たり8,000ベクレルの考え方でございます。かいつまんで申しますと、これにつきましては、処理に当たって周辺住民あるいは作業者が受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするという考え方に立ってございます。下に表がございませぬ。保管、運搬、中間処理、埋立処分といった作業について、作業者と一般公衆の被ばくについての分析でございませぬが、ここに赤でくくってございませぬように、脱水汚泥等埋立作業というのが最も作業者の被ばくの可能性が高くなるというものでございませぬが、その場合、1キログラム当たり8,000ベクレルを下回ってれば年間1ミリシーベルトは超えないという水準ということで設定したものでございませぬ。ちなみにその下に最終処分場周辺居住者ということで、一般公衆に対し、埋め立て終わった後のものにつきましては、1キログラム当たり10万ベクレル以下であれば年間1ミリシーベルトを超えないというような数字でございませぬ。そういう見方をしていただければと思ひます。そういう意味で、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えないということであれば、安全な処理が可能と、こういう考え方でございませぬが、これにつきましても、先ほど申しましたように、有識者会議で再度確認されたということでございます。当初は、環境大臣から放射線審議会に諮問を行って、妥当という旨の回答を得た、こういう性格の数値でございませぬ。

12ページ目、指定解除の仕組みについてでございます。

下の絵をご覧いただければと思ひますが、①で1キログラム当たり8,000ベクレル以下になっていることを確認できましたら、右側ですが、指定廃棄物の一時保管者と協議をするということでございます。その協議が整うことを前提として、解除をしていくということでございます。一方的な解除をするということではございませぬ。そして、解除された廃棄物につきましては、廃棄物処理法上の廃棄物として、必要な処分、保管を行っていくということでございます。

次、13ページでございます。農林業系廃棄物の扱いでございませぬ。

宮城県には、非常に農林業系廃棄物が多くて、その処理が課題でございませぬが、これにつきましては、現在もございませぬ農林業系廃棄物の処理加速化

事業という環境省の事業を活用して、全額国の負担で責任を持って進めるといふことをございます。また、8,000以下の廃棄物につきましては、既存の焼却施設を活用し、処理後の焼却灰の放射能濃度を管理しながら処理を進めている事例もございます。処理加速化事業につきましては、補助要件を緩和して、より使い勝手の良い事業とする予定でございます。そしてまた、現在、焼却という方法で進めておりますけれども、先ほど申しました有識者会議におきまして、焼却が最も望ましいけれども、それ以外の方法でも、乾燥・圧縮梱包により農林業系副産物の安定化・減容化を図ることが可能とされたところでございます。こうした処理方法につきましては、事業要件を満たす場合には、処理加速化事業を通じ支援をしたいと考えております。

14ページ目は、その事業についての概要でございますが、3番目をご覧いただきますと、補助率2分の1ということでございますが、地方負担額は震災復興特別交付税で全額措置するというところで、国が100%負担をするという事業になっているところでございます。

次、15ページにまいります。これまでこの事業を活用した農林業系廃棄物の処理状況を県別に掲げてございます。宮城県の場合ですと、これまで601トンの処理がなされているということでございます。

16ページ目は、先ほど触れました処理加速化事業の補助要件の緩和と焼却以外の処理方法でございます。

まず、補助要件の緩和でございますが、現状は、事業の申請段階で最終処分先が決定していない場合には補助対象ではないというところでございますが、今回それを改定いたしまして、最終処分先が決定していない場合であっても、最終処分の方針を決めていれば補助対象とするということ、中間処理まで確実にできれば、最終処分は方針が決まっておりますさえすれば補助対象とするという改定をしたところでございまして、来年度4月1日から施行予定でございます。

次に、(2)番目、焼却以外の処理方法についてでございますが、通常は焼却ということでございますが、乾燥・圧縮梱包などの安定化・減容化も可能でございますので、こうしたものについてもこの事業の対象にしていくということの方針でございます。

17ページ目でございます。保管の強化でございます。8,000以下になったものは、順次処理していく方針でございますが、保管が継続するものもございます。住民の更なる安心確保、そして、保管場所の災害リスクの軽減ということで、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える指定廃棄物については、地元からの要望を受けて、必要に応じ保管の強化、遮へいの徹底を行う

という方針でございます。その場合も費用は国が負担してまいります。

18ページ目は、その国が費用を負担する予算、資料にございますけれども、その概要を示したものでございます。

以上が保管の強化に関してでございます。

最後、19ページでございます。過去の調査で1キログラム当たり8,000ベクレルを超えると回答のあったもので指定申請のされていない廃棄物、いわゆる未指定廃棄物の取扱いでございます。これにつきましては、地元自治体の要望に応じて指定廃棄物と同様に国がその放射能濃度を測定したいと考えてございます。今後、ご要望を承り、調整していきたいということでございます。その結果に応じまして、指定廃棄物あるいは解除後の廃棄物と同様の処理を濃度に応じて進めていきたいと考えているところでございます。

20ページ目は、宮城県の汚染された廃棄物の概況でございますが、指定廃棄物は、左上の色が塗ってあるところの3,400トンでございます。そのうち、農林業系の物は2,300トンでございますが、右側でございますように、指定はされていないけど、アンケート調査で8,000超という答えがあった物が2,500トン。そして、それ以外の物が4万3,000トンという回答があったということを示してございます。

以上が、再測定結果とそれを受けた私どもの考え方ということでございます。

参考資料には、今ご説明した資料の元となる資料、あるいは有識者会議でお示した資料を置いてございますので、ご参考にしていただければと思います。

私からは以上でございます。

○司会：ご説明ありがとうございました。

ここでマスコミの皆様へご連絡させていただきます。

本日の会議、取材はここまでとさせていただきます。ここからは市町村、宮城県、環境省の関係者のみで会議を行いますので、それ以外の皆様はご退席いただきますようお願いいたします。

なお、終了後の取材につきましては、この部屋の向かいにあります牡丹の間で行いますので、マスコミの皆様はそちらでお待ちください。会議の円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

ここからの進行は、若生副知事が務めさせていただきます。若生副知事、よろしくようお願いいたします。

(マスコミ退出)

- 若生宮城県副知事：それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしく  
お願い申し上げます。

ただいま環境省からご説明があったわけでございますけれども、まずこれ  
からの意見交換に入る前に、ただいまの環境省からの説明に対してのご質問  
があれば、まずお受けさせていただきたいと思います。ご質問で。

(「はい」の声あり)

どうぞよろしく申し上げます。

- 佐藤栗原市長：知事、前にもお話ししたとおり、3分間だけ時間ください。  
大和の町長も加美の町長も言いたいと思いますよ。今、(環境省が)大切な  
話をされています。県で1カ所という。相変わらず変わってないんですよ、  
方針がね。だから、3分間だけしゃべらせてくださいよ。

- 村井宮城県知事：わかりました。

- 佐藤栗原市長：平成26年1月20日、首長会議の場において、候補地が示され  
てからもう2年2カ月が経過した。候補地選定の件について、到底納得でき  
るものではなかったが、平成20年岩手・宮城内陸地震において大崩落が起き  
た地帯がなぜ選ばれたのか、怒りすら覚えると。

しかし、首長会議において、県内1カ所の最終処分場を建設するとした決  
定を知事、各首長の総意としたことを重んじ、詳細調査を受ける苦渋の決断  
をした。それは、市内5カ所、930トンの汚染稲わらを一時保管している地  
元市民の不安と苦しみを考えたときに、早急に処分しなければならないとい  
う思い。もう一つ、市長として、政治生命をかけて、この先の見えない状況  
を早期に打開し、地元住民の皆さんの不安、苦しみを一日も早く解消させる  
責務がある。一時保管場所の設置に当たり、地元説明会の中で安全性に対す  
るとてつもない不安を抱えつつ、ご理解をいただいた。その際、保管期間を  
2年とお約束させていただいたものにもかかわらず、約束を果たせないまま  
一時保管を延長し、現在に至っている状況である。このとき覚書を県と市、  
甲乙で相手方と2年間の約束で交わしています。もう既にオーバーしており  
ます。1年以上も。

候補地に選定されたことも納得できないながら、首長会議の総意決定を重んじ、県内の汚染稲わらの一時保管を解消するため、詳細調査を受け入れ、科学的根拠に基づき理路整然と不適切であることを証明すると言いつけてきた。しかし、国は、一定候補地の反対を説得できないまま、昨年11月19日、二度目の越年を決められた。私どもの気持ちに答えようとする国としての正義、責任は全く感じられない。したがって、前回12月13日の首長会議の場において、最終処分場候補地を返上させていただいた。

私は、首長会議での総意決定という重み、そして、一時保管がいつまで続くのかという地元住民の不安、苦しみ、それらを背負っている。私は、市民の代表であり、市民に対して説明責任を果たす使命がある。その覚悟をもって本日この場に臨んでいる。県内の状況を見れば、きょうの課題も大変重大ですから、前回の流れを踏まえ、まずは宮城県全体の問題として最終処分場についてどう道筋をつけるのか、原点に立ち戻って本日ここで議論すべきでないかと私は提案したいと思っています。

そして、丸川大臣、この間県にも来られましたね。汚泥廃棄物だけ見られて、農林系を見ておられない。なぜに来られたのか。知事は、私はあくまで首長の味方だと信じておりますし、そういう対応をされるものと固く思っておりますけれど、そこのあたり知事の考え方も尋ねておきたいと思います。

○若生宮城県副知事：今の佐藤市長さんからは、ご質問というよりご意見をいただいたわけでございますけれども、ご質問、もしある方がおられましたら、環境省の説明に対するご質問のほうから受け付けさせていただきたいと思っておりますけれども、どなたかおられますでしょうか。ご質問は特によろしい、はい、どうぞ。

○小関七ヶ宿町長：先ほど説明をしていただきました内容について、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。七ヶ宿町長小関と申します。

農林業系廃棄物の関係で、焼却が望ましいが、それ以外は乾燥や圧縮梱包により農林業系副産物の減容化を図ることも可能ということなんですが、これは、具体的にどういうふうな仕組みでやるのか、それを教えていただきたいというふうに思います。

あとは、もう1点は、今後こういった各自治体の要望等について、国は窓口をきちんと設けて対応していただけるかどうか、その辺も合わせてお願いをしたいと思っています。

○若生宮城県副知事：では、2点につきましてお願いいたします。

○室石環境省指定廃棄物対策担当参事官：まず1点目については、私、室石の方からお答えをいたします。

焼却以外の方法ですね。従来、有識者会議におきましては、こういった農林業系副産物のような有機的な物については、減容化するという意味でも、安定化するという意味でも焼却が一番良い処理であるということで話し合いをされてきましたけれども、つい先だっても有識者会議におきまして、稲わらとか牧草につきまして、焼却以外であっても、圧縮をかける、乾燥する、さらにそれを梱包するという形で6割程度減容化できると。つまり、元の4割ぐらいに体積が減るといふ、文献による知見をご評価いただきまして、そういう処理も可能であろうということでございます。

仕組みというご質問でございましたけれども、仕組みとしては、先ほどの農林業系の補助事業でもって支援いたしたいと考えておりますので、自治体で事業を実施していただいているものを、国が支援していくということでございますが、私ども、文献を調べても思いましたけれども、今までこういった技術が普遍的に行われているという形ではなかなかないものですから、処理についてはまず、ご要望をよくお聞きしながら、私どもも知恵を出しながら進めさせていただきたいと考えております。

○鎌形環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長：ちょっと補足いたしますけれども、今の点ですね、圧縮・乾燥などの技術については、これは後でご覧いただければいいと思いますが、先般の有識者会議でお示しした資料で、参考資料5というのがございまして、「指定廃棄物（農林業系副産物）の減容化・安定化技術について」ということで、その6ページ以下にさまざまな、いわゆる安定化・減容化する技術についての評価が書かれています。その中で、ここでいうと③の圧縮成型というのが、有識者会議の中では比較的评价が高かったというようなものでございます。6割以上の減容化が見込まれて、安定した保管が可能と。いわゆる焼却というのは、なかなか難しいケースもあるので、こういうケースもあり得るだろうということが示されたということでございます。

そして、具体的な相談の窓口ということでございますけれども、こういった、例えば減容化についての相談もございまして、そのほか、これから私どもも再測定をするのかどうか、こういったこともいろいろとご相談させていただきたいと思っております。そこはしっかりと窓口を、担当を設けて、本省にも担当を設けて丁寧にご相談させていただきたいと考えております。

○若生宮城県副知事：よろしいでしょうか。伊藤市長さん、どうぞ。

○伊藤大崎市長：どこまで質問の範囲になるかの確認なんですが、知事や若生副知事の説明ですと、再測定の結果に基づいての質問。再測定の結果に基づいて、資料として環境省の考え方として幾つかあるんですが、ここまで、ここまで踏み込んでいいんですか。測定だけなんですか。測定の結果を受けた環境省の考え方まで質問の対象ですか。では、環境省の考え方まで説明があったので、そこまで質問の対象ですね。ああそうですか。はい。

それでは質問を深める意味で、確認の質問ですが、説明の中にもありましたが、今回の特措法と廃棄物処理法、これの上位下位の位置づけはあるんですか。見解が分かれるときに、廃棄物処理法と特措法がどちらが優先されるのかということにかかわることなんですが。

○若生宮城県副知事：では、環境省さん、お願いします。

○鎌形環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長：特別措置法と廃棄物処理法の関係についてのお尋ねがございました。廃棄物を一般的に処理する場合に廃棄物処理法が適用されるということでございますけれども、特別措置法につきましては、今回の福島第一原発の事故に伴って放出された放射性物質に汚染された廃棄物に関しての特別法という位置付けだと思います。その場合に、具体的には1キログラム当たり8,000ベクレルを超えたものについては、国が指定の上、処理責任を持って処理していくという構造が特別措置法でございます。そこに指定されないものにつきましては、廃棄物処理法が係りまして、廃棄物処理法に基づく処理がなされるということでございます。それが全体の構造でございます。

ちょっと細かい話を言いますと、一部の廃棄物につきましては8,000以下であっても、特別な基準、モニタリングをすることなどが特措法上かかりますが、基本的な処理は廃棄物処理法に従って行われるという流れになります。

○伊藤大崎市長：その認識は私も同じですが、質問する上での確認の2つ目です。特措法の中で、8,000ベクレル以下については一般廃棄物扱いとして、その廃棄物処理法に基づいてと、当分の間、この特措法の解釈として、一般廃棄物の場合は通常の廃棄物処理法では、一般廃棄物としての場合、放射能汚染物は一般廃棄物からの対象から外れておりますが、特措法で当分の間そ

これは認めると、こうなっているわけですね。当分の間というのは、日本の法律というのは解釈いろいろあるんですが、この問題の検討の当分が、もう5年近くにかかってきて、いまだになかなか先が見えないでいるんですが、当分というのは、この廃棄物の処理が全て、福島原発事故から伴うその処理が全て終わるまでの間、この措置法は生きていくんですか。措置法の解釈と一般廃棄物処理法のその解釈上のことですが。

○鎌形環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長：今のお話は、一般的に放射性物質に汚染された廃棄物自体は廃棄物処理法から適用除外とされているわけですが、今回の事故で飛散した放射性物質に汚染されたものでは、まずはいったん当分の間廃棄物として扱うということが定められているということをご指摘いただいたんだと思いますけれども、やはりこれは、汚染された廃棄物は、廃棄物として処理が進められていくことが必要でございます。もちろん、これは国会が法律として、議員立法でお決めになったことではございますけれども、私ども運用する立場としましては、基本的にその汚染された廃棄物が処理されるまでは、この枠組みの中でやっていく必要があると考えております。

○伊藤大崎市長：それで1にお伺いいたしますが、井上副大臣が私たちの会議にご出席をいただいたのは2回目の会議、平成25年3月28日の会議に初めてお入りになったと記憶しております。当初この回は知事主催で開催して、2回目から環境省と宮城県の共催と、3回目から環境省主催と、そして今回は知事主催とこう変わってまいりました。その2回目にご出席いただいたときの井上副大臣のご発言は、一連のご発言をした後、国が責任を持って進めてまいりたいと、力強い決意表明をしていただきました。しかし、今回の茨城での発言や今回の再測定の結果を受けた今ご説明をいただいた環境省の考え方は、その最初においでいただいた、国の責任で進めていくということから、私の受けとめ方は、かなり大幅に後退をしているのではないかと。表現の内容を見るとですね。

具体的に申し上げますと、10ページ。10ページで、指定廃棄物、比較的放射能濃度の高い指定廃棄物については、県内1カ所に集約して安全管理することが望ましいと。望ましいということは、できないときの方策ということも含んでいるのかどうか。国が責任を持ってやりますという決意から、日本語の文字表現からすると、望ましいということは、決意から後退をしているのではないかと、こう私は受けとめました。いつまでどのような方法でこの

県内1カ所集約ということの具体的な時期や方法、決意というのが欠落を  
してしまって、望ましいという場合は、この方法が不可能なときは別な方法を  
考えるということもあり得るのかというふうに誤解を与えてしまうのではな  
いかと、こう思っております。

また、その②では、今説明が部長からございましたように、8,000ベクレ  
ルを下回ったものについては通常の処理方法、一般廃棄物でということにな  
ると思いますが、廃棄物処理法に基づいてということだと思っておりますが、これ  
が可能だということの有識者会議のことがございました。そして、これらの  
ことについて、国は費用の部分については明確にうたっておりますが、具体  
的なその進め方については調整に当たるということで、調整役ということは、  
主体的な役割から調整役にとということは、一步引くと、あるいは傍観者にと  
いうことの、表現上からするとそういうふうに国の姿勢が大幅に後退してき  
たというふうに受けとめてしまうのは私一人なのかと思っております。あ  
ります。全体的な表現が、財政的には国の責任はうたわれておりました。あ  
るいは市町村からの求めに応じてということですが、主体的な表現あるいは  
必要に応じてという表現がかなりありますが、主体的なかわりということ  
については大分後退をしてしまっているというふうに受けとめてしまうのは  
私の偏見なのかどうか、井上副大臣にまず見解をお伺いしたいと思っております。

○鎌形環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長：すいません。まずは私  
の方からお答えさせていただきます。

特に10ページで、まず比較的放射能濃度が高い指定廃棄物について、県内  
1カ所に集約して安全に管理することが望ましいというこの表現についてで  
ございますけれども、私どもといたしましては、1キログラム当たり8,000  
ベクレルを超えた指定廃棄物、これを国が放射性物質汚染対処特別措置法に  
基づいて責任を持って処理をしていくと、この方針には変わりございません。  
その中で、放射能濃度が比較的高いものを県内1カ所にするというのは、方  
法としてはそちらの方がいいと思っておりますということで、既に長期管理施設  
という考え方も、もう始めからそれを打ち出ささせていただいておりますので、  
この長期管理施設を整備していくという方針には変わりございません。とい  
うことで、そこは後退ということではないと受けとめていただきたいと思います。  
ですが今回は、1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものが相当  
程度多くなったことに対してどういうふうに対応していくかということの方  
針を示させていただいたというところがございます。

それから、8,000ベクレルを下回ったものに関しても、財政の支援は目に

見えるけれども、ほかが目に見えないというような趣旨かと思えますけれども、ここにもございますように、まず、処理の費用の全額を負担という形での責任の果たし方、そして、住民への説明などもしっかりとやっていくという意味での技術的な支援も行うということ。そして、処理先の確保についても、これは市町村任せということではなくて、国も県とともに一緒に取り組んでいくと、こういう姿勢を示したものでございまして、1キログラム当たり8,000ベクレル以下で通常の廃棄物としてなったものについての国の責任の果たし方として、ここに書かせていただいているとおりのことをしていくと、こういう意味で責任を果たしていくということでございます。

○若生宮城県副知事：伊藤市長さん。

○伊藤大崎市長：井上副大臣からご発言がないので、重ねてご質問申し上げますが、法律上の解釈で、部長のお話は説明が、納得つくかもしれません、環境省としてはですね。8,000ベクレル超える、超えない、あるいは特措法と通常の処理法と。法律上の解釈はそういう解釈ができるかもしれません。

しかし、現場、現地で一時保管、仮保管しているところ。この放射能の汚染物で目に見えない分、においもしないことからすると、再調査で8,000ベクレルに下がりましたと、一般廃棄物同等で扱うことが可能ですと言われても、現場で8,000ベクレルの分と、8,000超える分と超えない分と。それが分離管理なり、分離処理ができるのかと。あるいは8,000ベクレルの下だということで、一般廃棄物、特措法上の一般廃棄物同等で処理ができるというときに、地域の方々がその法律の解釈を、現場で仮安置されている汚染物や何かと生活を共有している方々が、その解釈で認識をしてくれるものかと。現場の認識と法律に基づいて運用している国の認識では大幅なずれがあるのではないかと考えておりますが、先ほど栗原の市長さんから、新大臣もなかなかそのたくさんある農産物汚染物なども、大臣もまだ見ていただけていないと。井上副大臣は何度かお入りをいただいたようですし、役人の方々は何度かお入りをいただいたようですが、そういう環境省の姿勢が、法律論争の中で法律解釈で押してきたときに、進めてきたときに、現場との乖離になっているのではないかと。現場がどういう受けとめ方をしているかと、現場がどういう処理を望んでいるのかという現地、地域の視点や現地の視点での積み上げが欠落しているのではないかと私は思わざるを得ないんですが、これは私の意見でございますが、考え方がありましたらお示しをいただきたいと思います。

○井上環境副大臣：先ほどの質問を含めてお答えをしたいと思います。我々が、この指定廃棄物の問題について、責任を持ってしっかり取り組んでいく、処分を進めていくということについては、3年前と全く変わるものではないと思います。

ただ他方で、やはりそれぞれの地元における様々な意向あるいは状況、そういったものを加味していかなければいけない、地元の皆様のご理解とご協力がなければこの問題は進まないということもありますので、我々は、丁寧に地元の皆様と対話をさせていただきながら、そして、協力させていただきながら進めていきたいと思っています。ですから、こういった市町村長会議の場も大変貴重な場だと思っておりますし、それから、具体的な処理に当たっても、ここに書いてあるとおり、やはり地元の自治体や管理していただいている方、その方々との協議を踏まえた上で進めていきたい、そういう趣旨であります。

ですから、本当に現場現場では大変なご苦勞をさせていただいているということ、我々も理解をしておりますので、いろいろとまた協議をさせていただきながら進めたいと思っています。

○若生宮城県副知事：今、伊藤市長さんのほうからご意見等を踏まえてのご質問だったんですけれども、ご質問が少し前のほうにこれから別な、意見交換のほうにきょうメインでございますので、そちらに移りたいと思いますので、もし先ほどの環境省からの説明にご質問ある方は、また、はい、どうぞ、どうぞ。菅原市長さん、どうぞ。

○菅原気仙沼市長：簡単な質問です。

これの15ページの農林業系廃棄物のこの加速化事業による処理状況というか、各県ごとに数字はあるんですが、これは処理した分の数字だけ書かれています。もと数がわかれば教えてください。

○室石環境省指定廃棄物対策担当参事官：元の数でございますが、宮城県の農林業系の廃棄物については、20ページに何トンあるかというのをお示ししたところです。他県については、ちょっと今日、こちらに資料の持合せがございませんけれども。

○若生宮城県副知事：よろしいでしょうか。

○室石環境省指定廃棄物対策担当参事官：ちょっとお待ちください。

岩手県の場合、27年度の農林業系の保管量が約4万トンございます。それから、福島県が11万8,000トン。それから、群馬県の場合、約2万3,000トンということでございます。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

○布施登米市長：いろいろ説明をお伺いさせていただきました。

今、大崎市長さんもちょっとお話になられてたんですけど、この文章を見ると、要は8,000ベクレルを超えるものは国が責任を持って処理するというお話はいただいておりますが、5年後、10年後、これだけ減りますよということを、現実お示しをされているわけですよ。そういうことで考えますと、これまで震災以降5年間たっている中で、減衰するというのは、時間がたてば減っていくというのは、当然想定される状況なわけですよ。この5年後、10年後というようなことまでお示しをされるということは、ある意味、8,000ベクレル超のものを最終的に処分をされるというお話が当初お示しをされておりましたが、そのことについては方針が変わったのではないかと、うふうに受けとめざるを得ないのかなというような感じをちょっと持ったところでもあります。

そして、10ページのほうにも、1カ所に集約して安全に管理することが望ましいというふうに書かれておまして、その後の説明の中では、長期管理施設という表現をされました。長期管理施設というのは、当初お話をいただいていた最終処分場と同じことなのか。それとも、表現として違っているだけなのか。この辺についても、むしろ我々としては不安を覚えるところがございます。

そして、先ほど気仙沼市長さんからお話があったように、県内の一般廃棄物4万3,000トンございます。この処理がなかなか進まない状況等について、環境省さんのほうではどのようにお考えをされているのか。そして、その中で8,000ベクレルを下回ったからといって、それをさらに市町村が処理をするという状況が現実的に加速化するのかどうか。それは非常に私としては不安を覚えますし、そういう方針で市町村のその保管、またそういった取り組みがどんどん膨らんでくるのではないのかなというような不安を覚えるところがございます。

それから、再測定の様況等についても、結果として出されてはおりますが、

当時、市のほうで測定をしていただいた数値との乖離があるということも、箇所がございます。そういった部分については、特定の農家のサンプリングで出しておりますので、例えばそのロールにナンバリングをつけて、誰がどのロールなのかということまで特定をして保管をしている状況もございますので、ぜひそういった意味ではもっと丁寧な調査というものをしていかなければ、我々としても住民の皆さんにそういった説明をすることは到底難しいのではないかというふうに思います。

ですから、我々が求めたいのは、最終処分は、ではいつなのかと。そのゴールがいつまでもない中で8,000ベクレルを下回ってこれからきます。その状況の中で、最終的にはほとんど全てが市町村の取り組みによって処理をしなければならないのかどうかということについて、しっかりとしたご回答をお願いを申し上げたいというふうに思います。よろしくようお願い申し上げます。

○鎌形環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長：まず、幾つかお話がございましたが、長期管理施設ということについてのご質問がございました。

いずれにいたしましても、元々私も最終処分場という言い方をして、処理先という意味での公用語として使ってきているわけでございますけれども、やはり最終処分場であっても、例えば、埋め立て後の跡地利用とか、あるいは埋めた物を再生利用するということの可能性も含めて、長期管理施設という名称の方がよりその体を表しているんじゃないかということで、物の言い方を改めたということでございます。そういう意味で、いずれにしても、従来最終処分場と申し上げていたものと異なるものを造ろうということではございませんので、その長期管理施設は同義のものと考えていただいて結構です。

そして、その長期管理施設を整備するという方針には変わらないということで、先ほどもご説明申し上げたとおりでございます。これは県内1か所集約して安全管理するのが望ましいという表現ではございますけれども、これは様々ある方法の中でこの1か所が望ましいと申し上げているので、この考えに基づいてその1か所の長期管理施設を整備していこうという方針には変わらないということでございます。

それから、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の4万トン余りある物についての処理が進んでいないということを国としてどう考えるかということでございます。私どもといたしましては、これまで、先ほどご紹介いたしました処理加速化事業ということで、農林業系の8,000以下の処理が進むような支援の仕組みを設けてございますけれども、率直に申し上げて、これま

で処理が順調に、あるいはどんどん進んでいたという状況ではないとは思っております。そういう中で、指定廃棄物から1キログラム当たり8,000ベクレルを下回るようなものも相当程度出てきていることもありまして、8,000ベクレル以下のものについてもしっかりと処理が進むように、私ども国としても、県や市町村の皆様方と共にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから、再測定のやり方についてでございましょうか、もう少し丁寧というお話がございました。私ども、廃棄物における放射能濃度の測定についてガイドラインを持っていまして、複数の例えばビニールハウスに保管されているようなものにつきましては、それぞれから満遍なくサンプルを採取して測定するとか、そういったようなガイドラインに定めまして、それを踏まえて測定してきているということがございます。例えば、複数のビニールハウスからのものについては、ビニールハウスごとに試料を採取して分析するという。あるいは、中にも幾つかのロールがあるということもございますけれども、それについては満遍なく採取できる方向でやってきているというところでございます。具体的な採取方法について、もしご疑問がございましたら、個別にいろいろと相談いただければというふうに考えているところでございます。

○若生宮城県副知事：どうぞ。

○伊藤大崎市長：すいません。この後環境省の皆さん退席ということですので、知事を中心にこの後いろんな意見交換をさせていただきますが、この市町村会議で一定の方向性なり、申し入れなりがあったことについては、環境省としては、最大限尊重するという姿勢を貫いていくのか。具体的な内容については、その実現に最大の努力を払うという気持ちをお持ちなのかどうか。そのお気持ちを確認しておかないと議論が深まらないと思いますので、念のためにご確認をさせていただきます。

○井上環境省副大臣：おっしゃるとおり、やはり先ほど申し上げたように地元の皆様の意向というものがより重要だと思っておりますので、是非、今日私どもここで退席ということになるようでありましてけれども、ご議論をいただいて、そして、地元の意向というものをしっかりとつくっていただければ、我々最大限尊重させていただきたいと思っております。

○若生宮城県副知事：ご意見は後で、ありますので、時間。質問だけお願いいたします。

○保科丸森町長：お時間とっていただきましてありがとうございます。私は宮城県が一番南端の丸森町です。三方が福島県に囲まれておるといふような状況にございまして、大変に放射能が大変な影響があった地域でございます。

先ほどから説明を聞いておりますと、ある意味、有識者会議なり審議会等で決まったから、あるいは法律で決まったからというふうなことで進められているようですけれども、果たして本当に法律が適当なのかというふうな一例を申し上げさせていただきます。

といいますのは、丸森に松ヶ房ダムというふうなダムがございまして。その真ん中が、福島県、堤防の真ん中が福島県と宮城県の境です。福島県側は高圧洗浄機で除染をして、宮城県側はブラシで除染するんです。これが果たして、現地現場主義で行った作業なのかというふうな思いもありますし、実は丸森は、全戸除染しております。そして、福島並みの除染をというふうなことをお願いをして、どうしても、いや宮城だからというふうなことで除染をした結果、どうしても線量が下がらないというふうなことで、言葉は違うんですけれども、福島と同じ除染をした箇所もございまして。福島県は、表土剥ぎというふうなことの名称で除染をしたんですけれども、丸森は丁寧な除染というふうな言葉です。それから、牧草地も天地返し、牧草地の天地返しであっても、福島県は表土剥ぎというふうなことで放射性物質が出なくなったわけなんですけれども、丸森は、ルートマット処理と。でもやっていることは同じなんですよね。それで、ある意味、この丸森町は全戸除染というふうなことで。そしてまた地形的にも福島県に飛び出た地域、三方が福島県に囲まれている、あるいは飯館とは2キロしか離れておらないというふうなことで、ぜひ丸森にあっては、福島と同じような対応の中でこの廃棄物、それを処理していただけるようお願いを申し上げたいというふうに思います。

○若生宮城県副知事：ご要望ということで、ありがとうございました。

環境省さんへの質問、もしほかにございましたら、あとは文書のほうでいただいて、おつなぎさせていただきたいと思います。

きょうの本分の、我々と皆さん方との意見交換のほうに早速入らせていただきたいと思いますけれども、ここで井上副大臣以下環境省の方退室されますので、副大臣から一言いただいて、ここを一旦閉めさせていただきたいと思います。

○井上環境省副大臣：本日は貴重な機会を頂きまして、大変ありがとうございました。

改めて申し上げますけれども、この宮城県における指定廃棄物の処理、国が責任を持って行っていくということは全く変わるものではございません。しかし他方で、地元の皆様のご理解とご協力が不可欠であります。どうぞ、これで我々退席をいたしますけれども、引き続き有意義なご議論をいただければ大変ありがたいと思います。どうもありがとうございました。

(環境省退出)

#### 4 意見交換

○若生宮城県副知事：それでは、意見交換に先立ちまして、本日の会議の議事録の取り扱いについて説明をさせていただきます。

本日の会議は、県の判断で意見交換会は、これから意見交換会ですがけれども、一般の方々の傍聴、またマスコミの方々にはご遠慮をいただき、非公開とさせていただきました。といいますのも、このような重大な問題が膠着状態に陥っておりますので、事態を打開するための糸口を見つけ出すことがきょうの会議の目的というふうに考えてございます。そのために、ぜひ皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいというふうに思っておりますので、行政のトップ同士、議論しやすい場が必要というふうに考えたわけでございます。

しかし一方、県民の関心、マスコミの関心も高いわけでございますので、本日の会議の内容については公開しないということもなかなか難しいと考えておりますので、会議は非公開といたしますけれども、議事録につきましては、公開を前提にしたいと考えておりますので、この点につきましてあらかじめご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、意見交換の時間でございますけれども、大体約1時間強と考えております。なるべく多くの方々にご発言をいただきたいというふうに思っておりますので、ご発言は簡潔にお願いいたします。

それと、これからの進め方ですがけれども、論点を少し明確にして進めたいと思っておりますので、4つの項目で進めさせていただきたいと思っております。まず1つ目は、先ほども栗原の佐藤市長様のほうからもお話あったんですが、1つ目は、候補地の白紙撤回ということがございましたので、これにつきましては直接関係のある3市町からのご意見をまず伺いたいというふうに思っております。2つ目は、先ほど環境省の最後のほうに説明あったん

ですけれども、未指定廃棄物の濃度測定についてどうするかというところが2つ目。未指定の廃棄物の濃度測定が2つ目。3つ目なんですけれども、これはやはり8,000ベクレルを今回下回った廃棄物の処理方針というのが環境省のほうからも示されておるわけですから、こういった8,000ベクレルを下回った廃棄物の処理。なお、また同時に、もともと8,000で、8,000以下で処理されていないものもあるわけですから、そういったものも含めてご意見を伺いたい。どうしたらいいのかというご意見を伺いたいということで、3つ目は、8,000ベクレルを下回った、もともと下回っていて処理ができていないもの、こういったものの今後の処理方針をどのように考えた方がいいのかというのが3つ目です。4つ目は、先ほど来いろいろご意見出てるんですけれども、今申し上げた3つの項目以外も含めまして、皆様から、やはりそのいろいろなご意見、全体的にもこういった意見を述べたいという方々がおられると思いますので、4つ目は、テーマを絞らず全体的なご意見についてお時間をおとりしたいと思っております。

以上、このような流れで皆様の意見交換会を進めてまいりたいというふうにご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、1つ目の項目でございます、候補地の白紙撤回についての意見交換ということで、直接、先ほど改めて国の方針示されたんですけれども、直接関係のある栗原市、大和町、加美町からそれぞれお祈りをしたいと思います。

- 佐藤栗原市長：先ほど発言をさせていただきました。したがって、ここの首長会議の重みというものを常に思っているわけですから、ぜひ、決まったことはルールどおりしっかりやる。だめなものはだめってということでいいので、まずはやるべきことはしっかり、ここで決まったことはやるとして、これが要望です。
- 若生宮城県副知事：ありがとうございます。ちょっと言い忘れかもしれませんが、1時間強でこれ全部いろいろご意見をお聞きしたいと思いますので、大和町さん、加美町さんは、3分程度、長くても5分以内ということでぜひお祈り申し上げます。
- 浅野大和町長：大和町でございますが、白紙撤回ということでございますけれども、昨年の12月に市町村会議の中で白紙撤回を申し上げました。そのことについては、そのとおり全く変わっておらないということでございまして、

改めて申し上げたいと思っております。

大和町ではこれまでも皆様方に申し上げてきましたけれども、指定されてから2年間、市町村長会議の意向を大事にしてやってきたつもりでございます。当初から、あの場所につきましては、演習場の着弾地のすぐそば600メートルであったり、また、そこが緩衝地帯、さらには国の施策に住民が協力して土地を譲った場所、そういったことがありますして、全くふさわしくないということ。そして、お隣の町村の水の水源になっている等々を申し上げて、大和町としてはふさわしくないというお話もさせてもらいましたし、先ほど来話題になっております8,000ベクレル以下のものにつきましても、大和町では、震災廃棄物としまして県内で処理されたものの3分の2以上を大和町の小鶴沢地区で引き受けてきた経緯もございます。そういった中ではありましたが、市町村長会議の意向を尊重しまして、詳細調査についてはやむを得ないということで2年間頑張ってきました。

しかしながら、国の施策等々、全く進展がないという状況でございますので、このままでは住民に対する説明もできない、住民の感情もこれ以上待たられないということもありまして、12月の会議で白紙撤回ということをお願いしました。このことは改めて申し上げたいというふうに思っております。

今この状況になってきて、先ほど再測定の結果等も出ております。5年前とは大分状況も変わってきているということもありますので、ぜひ、最初に決めた1つのことだけにこだわるのではなくて、その状況状況、環境に応じた方策を考えていただきたいというふうに思っております。

この2年間の進め方につきましては、首長さん方ご承知のとおりでございます。この方法でいいのかといった場合には、否という答えが返ってくるんだというふうに思っております。したがって、これからこういった会議がされるわけでございますけれども、新しい方向性といいますか、現状をしっかりと踏まえた中でさまざまな対応をしっかりとやっていただきたいと、このように申し上げまして、町の、大和町の考え方にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○若生宮城県副知事：ありがとうございます。それでは、加美町、猪股町長をお願いいたします。

○猪股加美町長：改めて、私は3候補地の白紙撤回を表明させていただきたいと思っておりますし、ぜひ皆様にもご理解いただきたいと思います。

加美町としましては、市町村長会議で決めた経緯に基づいて選定した選定過程、結果を、独自に検証いたしました。その結果、あの場所が明らかに勾配30度以上の傾斜地、これはデータがはっきりしておりますので、これは除外の対象です。それから、大槻憲四郎先生の文献調査によっても、この方以上に東北の地形、地質、ご存じの方はいないんですけれども、この方の調査によっても、加美町のみならず、3候補地は全て地すべり地帯と。こういった科学的な知見に基づいて、加美町の候補地は明らかに、我々市町村長会議で話された基準を満たしていないということで、私たちは詳細調査の受け入れも拒否をいたしました。

現実につくった場合、これは大変なことになります。つくる前も大変でしょう。1カ所に絞り込まれましたら大変でしょう。農協は、取引業者へ行くたびに、「取引はできなくなりますよ」と。私もこの2月にグリコさん初め、加美町に立地している食品加工メーカー等々の社長さん達にお会いしました。一番最初に聞かれるのは、「町長、あの件どうなっていますか」と、「大変なことになりますよ」と、これが現実です。ですから、そういったことを考えれば、私は宮城県に1カ所つくるということは、かなり非現実的だろうというふうに思っております。ですから今回の環境省の提案を受けて、より現実的な解決策に向かって取り組むべきではないかというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

それでは、知事からコメントおねがいたします。

○村井宮城県知事：ここだけ立って話します。

3人の首長さん方にはこの間本当にご迷惑をおかけいたしまして、おわびを申し上げたいというふうに思います。

きょうここに来るまで、恐らく3人ともそのようにおっしゃるだろうというふうに心の準備はしてきたつもりでございます。3人がこぞって白紙撤回と言っている以上、これを市町村長会議の意思だということで無理やり押し通すのも非常に難しい状況となっているんじゃないかなというふうに私自身も感じております。

国がこれは最終的に決めるものでありまして、井上副大臣がおっしゃったように、国は、3カ所のうちの1カ所ということを変えておりませんが、もう一度私のところにこのボールを一回返してもらいまして、この首長会議の席で改めて議論をさせていただければというふうに思います。それで皆さん

いかがですかね。よろしいですかね。私のところに一回返してもらって、一回これもこの場で議論をすると。ただ、国は方針を変えてませんよ。国は方針は変えてませんが、我々の中で話し合うということについて、もしよろしければ、そのように私のほうで一回返していただきたいというふうに思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

反論はないですね。わかりました。

それでは、雪が解けたら、また詳細調査ということになりますが、県として、ここで一回ボールが私のところに戻ったにもかかわらず詳細調査をやってくれというのも論理矛盾でございますので、一定の方向が出るまでは詳細調査をとめてもらうように、中止ではございませんけれども、とめてもらうように政府のほうに働きかけたいというふうに思います。それでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

じゃあそのようにさせていただきます。

きょうすいません。これ、処分場をどこにするのかという議論をしたら、恐らくもうこれ1時間2時間で終わりませんので、きょうはちょっとそれよりも別の課題を優先させていただきたいと。もし時間が余ったら、そちらのほうを議論させていただきたいとしますので、お許しいただきたいと思えます。

○若生宮城県副知事：なお、この白紙撤回については今知事が申し上げたとおりで、ちょっとこの場はということでございます。

それで、次の2つ目のテーマですけれども、未指定廃棄物の濃度測定についてでございます。県内にも、ご承知のとおり8,000ベクレルを超えていてまだ指定されていない農林業系廃棄物、いわゆる便宜上未指定といえますけれども、これが約2,500トンあるわけでございますけれども、これについて、先ほど環境省から最後のほうで説明あったんですけれども、改めて放射能濃度を測定すべきかどうかという問題があります。また、誰が測定するんだといった点もあるわけでございますので、この点についてご意見を賜りたいというふうに思っております。ご意見ある方どうぞ。

○佐藤南三陸町長 意見言う前に、一言さっきの環境省の感想だけ、一言だけ言わせていただきます。

これまでこういう形で進めてきてね、まだ環境省が1カ所にこだわるというふうな方針を示した。正直申し上げて、私はちょっと見通しが甘いんじゃないかと、私は思っているんです。どこかの方向性を改めて、また今知事のほうを受け取ったということですので、もう少しその辺知事、首長さんたちと胸襟開いて話をしないと、この問題の解決はなかなかできないかなというふうに改めて感じました。

今の未指定の廃棄物の測定の件ですが、やっぱりまず大事なのは全体量どうなんだということを把握すべきだろうというふうに思います。ですから、改めて国の責任において、ここの全ての量についての再測定をしていただくということが必要なのではないかなと私はそう思っております。

○若生宮城県副知事：ありがとうございます。

ほかにございましたらお願いいたします。大崎市長さんあたりはいかがですか。栗原市長さんは特にございませんか。

○伊藤大崎市長：同じです。

○佐藤栗原市長：全く同意見ですけれども、私ね、これはゲルマニウム測定器ではかっていると思うんですよ。県が最初に言ったのと同じ機械を使っていると思うんです。だから、その彼らの説明を聞いていると、話を聞いていても、ちゃんとわらの中に入れたのかなと。表だけはかったんじゃないかと。心配ですから、多いものから、高いものから中に入れるんですよ。外見は変わらないんですよ。だから、10カ所で、10カ所のサンプリングして、それを10分の1に割って出てきた数字は、とてもとてもだめですね。1ロットの中に、県が、これは1万2,000超えたからこれはだめですよといったとき、その地域全部だめだったんですよ。その一部ですから、中には低いものもあるわけですよ。それで足してやると、当然8,000より下がるわけです。そのところのからくりをしっかりと調査してもらわないと、私は納得できないと思いますよ。皆さんも同じだと思うんですけどね。簡単に表だけはかれて、足して割ったら低くなりますよ。だから、中身の調査をしっかりとしてもらわなきゃ、公開してもらわないとだめでしょうね。多分、登米の市長も同じだと思うんですけど、いかがですか。

○布施登米市長：国の調査のデータの中で、一番実はその保管量の多い地点がございます。409トンある地点がございます。平均で8,000をぎりぎり下回っているというような調査結果が出ておりますが、実は市内で一番汚染度が高い稲わらの入っているのがこの一時保管場所であります。そういった意味では、ちょっとそういった意味では、その足して割ってということだけで丸めてしまっているのかという思いは当然あるわけがございますので、しっかりと調査をお願いしたいということで先ほどお願いをさせていただいたところでございます。

そして、この未指定のものについての調査は、当然すべきだと思います。暮れの会議の中でも私は発言をいたしました。指定廃棄物って何ですかと。そもそも今までは申請廃棄物だったんでしょっていうふうな発言をさせていただきました。しっかりと国が調査をし、指定をし、安全に管理をする。その取り組みをしっかりと求めるためにも、この調査も、未指定の廃棄物についてはしっかりと調査をすべきというふうに思っております。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

美里さんはいかがですか。この未指定の測定について。

○相澤美里町長：美里町の相澤でございます。

未指定の部分は、全体的なものをしっかりと把握しておりませんが、相当数あると思っております。堆肥、牧草、ほだ木。そういうふうな部分が非常にありますので、やはりしっかりと検査、それをしっかりとしてほしいなと。それがしっかりとわかった時点で、それをどうすべきか、しっかりと考えたいと思っております。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

皆さん悩みを持っているところを聞かせていただきましたので、知事のほうからコメントをお願いいたします。

○村井宮城県知事：それでは、これできればきょうじゅうに、これだけはこの会議で意思決定したかったんです。未指定のまだはかってないものですね。これについては、国が全量、責任を持って今回の指定廃棄物をはかったのと同じやり方でしっかりと調査をすると。責任を持って調査をすると。調査のやり方については、不信感を持たれないように開示をするというようなこと

で申し入れをしたいというふうに思います。

なお、県も国の未指定分という部分で把握はしておりますが、もしかして漏れているものがあるかもしれませんので、改めて来週中に全市町村に対して、ないところもありますけど、一応念のために全市町村に対して調査をかけます。ペーパーで出します。そこにどれだけの量がどこにあるのかと、何トンぐらいあるか、まずどこにあるのかということを皆さんしっかり報告をしていただくと。そうじゃないと、五月雨式にまだあるまだあるというようでは困りますので、もう一度再調査をかけさせていただいて、ペーパーで出させていただいて、それを県で取りまとめて国に出して、一括して調査をしてもらいます。ちょっと時間がどれくらいかかるかわかりませんが、調査します。

栗原市長さんがおっしゃったので、入るときには、しっかりと市町村にも連絡をして、市町村にも立ち会ってもらいながら調査をすると、してくれというような言い方をさせていただきたいと思います。それで皆さんよろしいですか。

(「はい」の声あり)

どうぞ。

○布施登米市長：さっきお話をしたように、やっぱり正確な測定をしたところで出ていないというような形で出されているところがございます。実はそこに関しては、それを集めた形の中で、その出荷農家ごとに全部ロールにナンバリングをつけて、一番濃いと思われるものは全部ハウスの真ん中に実は置いてるんですね。そうすると現実問題としては、そこは調査は、そこまで入り切れていないと。要するにハウスに目いっぱいロール入っていますので、そういった意味では、もちろん栗原市さんのように、これから調査するのは立ち会いというのは当然しながら確認ができると思いますけれども、特に、全てではないので、そういったある意味ちょっとね、これはちょっとという部分は、やっぱりもう一度改めてきちんとした測定をぜひ求めたいというふうに思います。

○村井宮城県知事：そこはちゃんと申し入れをしたいと思います。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

それでは3つ目なんですけれども、いわゆる8,000ベクレルを下回った廃棄物の処理方針ということで、これについて皆様のお考えをお聞きしたいと思います。これは、ちょっともう少し詳しく申し上げますと、国の説明では、県内の指定廃棄物3,400トンあったわけですが、その3分の2の2,300トンが既に8,000ベクレルを下回っている。いわゆるこの指定廃棄物のうちで下回ったというのが1つございます。また、今度先ほど未指定の濃度をはかるということになったわけでございますので、その未指定の中でも今度8,000ベクレルを下回るものも出てくるということになります。これが2つ目です。3つ目は、もともと8,000ベクレル以下で処理ができていないものが大量に保管されているという問題がありますので、この3つが、実は8,000ベクレル以下ということで同じものになってきます。そういったことで、これらについて今後どのように処理をしていくかと。保管されている方が大変もう限界に近い方々いっぱいおられるわけでございますので、こういったものをどのように処理していくかということについて、皆様の忌憚のないご意見を伺いたいというふうに思っております。

それではこの件につきまして、まず、ご意見、お考えある方おられましたらお願いしたいと思います。どうぞ蔵王町長さん。

○村上蔵王町長：私の場合はですね、この8,000ベクレル以下のほうに入るんですね。大分この牧草だとか稲わらが、この観光地も、道路脇なんかにも大分あるわけです。そういった面で、蔵王町だけでなく、県内広域にたくさんあると思うんですね。ですから処理に当たっては、やはり一つは県全体の問題であると思いますので、一つ広域だけでの処理でもなかなか難しい問題もあると思いますので、ぜひひとつ県内での広域処理というものを考えていただきたいというふうに思っています。

それとあと、それぞれ県内の中に焼却炉が今現在あると思うんですね。ごみの焼却炉。そういったところを活用しながら、ベクレルを下げるような形で、ぜひひとつ県が指導というか、船頭になりながら、この問題に対応していただきたいというふうに思っております。

○若生宮城県副知事：ありがとうございます。

布施市長さん、先ほどから未指定とかの話の中で、この8,000ベクレル、もともと8,000ベクレルの話、随分お話しいただいているわけですが、この件についてのお話、ご意見ございましたらお願いいたします。

○布施登米市長：やはり一般廃棄物についても、今県内で600トンぐらいしか処理が進んでいないという状況。現状として、再測定以前から4万3,000トンあるわけですね。ですから、そこもまずきちんと進んでいないのに、8,000ベクレル切ったから各市町村でお願いしますよと言われても、なかなかやっぱりこれは受けられないというのが現実問題ではないのかなというふうに思っております。

当市につきましては、8,000ベクレル以下のものは、一般廃棄物8,200トンございますし、そういった中ではそれぞれの保管等についても非常に苦慮しているような状況でございますので、ぜひ、国のほうでもいろんな方策の提示をされておりますが、やるならば、むしろそういった部分につきましても積極的なご提示、ご提案をいただくことが望ましいのではないのかなというふうに思っております。

それから、焼却処分が進まないといっても、現実問題、当市では、処理する能力は、現実問題ほとんどないような実情でありまして、昨年ですかね、昨年には夏場に焼却炉を1基、長期間の、震災対応の中での24時間稼働をずっと続けていたというような状況の中で、焼却炉も故障して、大変処理に苦勞しているというような状況等もございますので、ぜひそういった意味では、そういった状況も含めていろいろとご検討願えればというふうに思っております。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。どうぞ。

○猪股加美町長 この8,000ベクレル以下の処分については、実は私24年10月の第1回目の（市町村長）会議のときにも3回ほど、まず我々が、「多くの自治体が困っているのは、この8,000以下の処理である」ということを申し上げ、「これを優先的に進めるべきだ」ということをご発言をさせていただきました。その後、環境省にも行きました。この「加速化交付事業を使って、ペレット化や炭化といった減容化を図れないか」と、「このために事業費を使えないか」ということを環境省に行って、お話ししましたがけれども、当時環境省は、「最終処分先が決まっていなければだめだ」ということの一点張りだったんですね。今回初めてこのところを緩和して、最終処分先が決定していない場合でも最終処分の方針を決めていけば補助対象となるというふうに大分現実的な柔軟な提案をしてきておりますので、私もこういったものを積極的に活用して減容化を図っていきたくたいと。

ただその際、「町が全部やりなさい」と言われても、これはなかなか大変

ですから、やはり国、県が一緒になって説明会の開催やら、技術的なことも含めてお願いをしたいというふうに思っております。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

ほかに。ああ、どうぞ。阿部さん。阿部市長さん、よろしく申し上げます。

○阿部東松島市長：すいません。ちょっとあのページ開きながら、皆さんとちょっと考えさせてください。

先ほどの環境省の説明資料なんですけれども、法律的なことは、大崎市長さんがすごく整理していただきましたので、質問というか、しやすくなったんですけれども、最終的には10ページにはなるんですけれども、18ページをお開きください。私のほうは、最初は指定廃棄物でした。再測定の結果、今回は8,000ベクレルを切ったということで、18ページですね。要するに、この特措法で、8,000ベクレルについては収集と運搬と保管。これは国が、先ほども言ったこの特措法の中でやるという、当然のことなんですけれども、それで、今回は8,000ベクレルを切りましたよということでどうなるんですかということでは10ページ、これで処分、処理になるわけなんですけれども、10ページのほうで不安に思ったのを、先ほど何人かの市長さんがご質問いただきました。一番最後の文言なんですよね。10ページの。要するに、国が責任を持って、先ほども技術的とかと言いましたけれども、そういう話ではなくて、後段のほんとの処分先、今後、県や市町村とともに国が調整ではなくて、取り組んでいくというふうに先ほどは決意を述べられておりますけれども、この部分だと思っております。実際本当にどうするか、先ほど広域とか、町では単独でできないとかとありますが、多分、未指定も含めると3分の2、これまでの3,000以上から2,000に8,000ベクレル以下になって、さらに未指定となると相当な数になる。で、何が優先かと、最初、指定廃棄物の優先された部分はどうだとかではなくて、現実的にこれまで5年間、これは放射線を含む部分だということである程度皆さんが心配されたものが8,000ベクレル以下だから処理できますよというふうには、多分現場はいかないんだろうと。先ほど有識者会議でも確認されているとかっていう話がありましたが、それはテーブルの話で、現場に来て、じゃあこれを8,000ベクレル以下になったから、皆さん安心してください、処理できますよというわけには、多分なかなか難しさがあるだろうなど。そこは国と県と我々が、やはりどうしていくかというその現実的な話をこれからしていかないと進まないんじゃないかなというふうに思っているんです。私は、実際その指定廃棄物から今回8,000

ベクレル以下になりましたので、何となくちょっとこうネガティブですけども、自分たちも今度責任が出てきたような、先ほど、そんなことないですよというような大崎市長さんが確認の意味ではしましたけれども、そういった心配あることも事実ですので、そこは知事を初め我々と県と、少なからず同じ温度差にしてこの部分については対応しないと、なかなか進まないかなというふうには感じています。

○若生宮城県副知事：今のご意見は、やはりそのこのままでは同じなので、やはり進めるためには皆さん一緒になって、県も、今会場におられる方も一緒になっているいろいろ知恵を出さないとだめだということでのご発言でよろしいのでしょうか。

○阿部東松島市長：今度、市町村の責任ですよと言われれば、法律的には多分そういうふうには、流れでいくんでしょうけれども、それでは多分解決しないだろうなというふうに。

○若生宮城県副知事：県全体としていろいろ考えなきゃいけないということですね。ありがとうございました。

ほかにご質問ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○小関七ヶ宿町長：やっぱりこれにつきましては、焼却が原則としてこれから進めていくのか、先ほど環境省が言いましたように、乾燥とかそれ以外の処理方法もあわせて検討していくのか。まずそこのところを確認をしながら、焼却を中心としていくのであれば、県内でどこどこで処理ができるのか。あるいは、どういうふうな方法で処理をしていくのか。何年かかるのか。あるいは運搬はどうするのか。そういった部分を、多分個別にばらばらに調整したんでは、なかなか解決していかないんじゃないかと思っています。ですから、ここは宮城県が、大変ですが、宮城県が間に入って、当然国は先ほどの説明の中で責任を持って対処するというようなことを言っているわけなので、あとは市町村長の意見、そういった部分は十分尊重していくというようなことははっきりと先ほど申し上げていったわけですから、ここは県を中心として各それぞれの自治体の考え方をもう一回聞いていただいて、それを、ブロック図でも構いませんし、その点こういう会議の中で案を示しながら、それについて意見を出していかないと、個別には、自分のところは早く処理していただきたいということでは、いっばいっばいだと思いますので、そんな形の

中で進めていただければなというふうに思います。

○若生宮城県副知事：ありがとうございます。

ほかにご意見ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。大河原さん。

○伊勢大河原町長：何度かこの席でも申し上げましたけれども、県内1カ所について、私は疑問を持ってきた一人であります。それは、私がいなく、まだ就任の前でしたのでどうしようもないんですけれども、8,000以上であろうと以下であろうと、私はおんなじです。どう考えても最終処分場をどう確保するかということでない、県内で処理したやつを最終的にどこに処理を、処理場所ですね。それが確保されない限り、8,000超えようが8,000以下であろうが、どう考えてもおんなじです。8,000以上のやつが、今ここまで暗礁に乗り上げております。本町での、例えば、側溝土砂を上げてもなかなか持っていく場所がないというふうになっております。これは除染重点地区に指定されているということで、いろんなところに持っていかうとしてもお断りされると。町内でより安全な場所を確保しながら処理をするといっても、ちょっと動かすだけでも、その動かす先のところの住民が反対するということがありますので、やはりこれは一番この問題の原点はですね、排出者責任ということをしつかりともう一度国に認識していただかないと、あくまで放射能を排出したのは東電でありますから、東電の責任において国が1カ所にまとめるということでない、幾ら議論しても堂々めぐりだと私は思っておりますので、そういったことで特措法の改正までにもう一度検討する必要があるのではないかと申し上げます。私からの意見は以上です。

○若生宮城県副知事：ありがとうございます。あのちょっとあと教えていただきたいんですけれども、伊勢町長さんのほうで8,000ベクレル以下というのは、我々まだちょっと把握してなかったんですけれども、結構あるんでしょうか。

○伊勢大河原町長：8,000以下はありますよ。

○若生宮城県副知事：ああそうですか。農林系もあるわけですか。

- 伊勢大河原町長：いや、農林系はないです。側溝土砂を、まだいまだに264袋抱えたまんまで。
- 若生宮城県副知事：すいません。きょうはちょっとその指定廃棄物と8,000ベクレル以下の農林系で、町長さんの場合は除染対象のほうなんですよ。ですから、ちょっときょうの議論の趣旨とは違うんで、そこをご理解いただきたいと思います。
- 伊勢大河原町長：議論はわかっております。ただ、議論を聞いておきまして、堂々めぐりになるということを感じておりますので、そういった意味で発言させていただいたことをご理解賜りたいと思います。
- 若生宮城県副知事：何かしら進めていくという形で、いろいろまたご意見、また伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。  
ほかにご質問等ございましたらお願いいたします。どうぞ。
- 佐藤南三陸町長：先ほど蔵王の村上町長さんから、焼却炉の話等含めて出ました。県内の焼却場を見渡してみても、そんなに余裕のある焼却場というのはそんなないんだろうというのが現実だと思います。ただ、やはり焼却という方向、選択肢ということを考えていったときに、ある意味、この前も瓦れき処理等のときにもございましたが、国として仮設のプラントをつくったという経緯がございますが、もしですよ、流れがそういう方向で行くということでしたら、県としてそういった仮設のプラントを建設して焼却をするという方向性というのは考えられないんでしょうかね。
- 若生宮城県副知事：ちょっと今意見として承っておきます。  
ほかに。どうぞ。
- 相澤美里町長：私も南三陸町長のお話もごもっともだなと思っております。大崎地域でもなかなか処理ができない、もうみんな通常でいっぱいですから、それをふやすなんていうことはできません。そういう意味でこれからやはり、例えばそこに焼却していく場合は、地域住民の理解をもらうということも非常に大変だと思っております。そういう面ではやはり、本当にそういう面では仮設のそういうのも、私は、それがなければ当然8,000ベクレルも処理できないと思っております。そういうことをぜひ強くお願いをいたします。

○若生宮城県副知事：ありがとうございます。どうぞ。気仙沼市長さん。

○菅原気仙沼市長：今回8,000ベクレルを再調査によって下回ったという、要は8,000に近いものですね。何百台というものと、相当幅広いものを抱えた形で今お話の対象になっていると思うんですが、まず一つそういうふうに幅があるということをよく認識をしていかなきゃならないということと、今度はその最初の段階から8,000を下回るものについて再調査をして、それがもう既にそういう対象にならないようなものも相当出てくるのではないかということの把握をしなくてはいけないんだと思うんですね。その上で、どの町がというよりも、県全体でどういう施設を使って、どのくらいの期間でできるのかできないのかというのをしっかりと把握しなくてはいけないと思います。そういう議論の過程において、そういう処理がどの程度安全なものかというものを県民にしっかりと伝えていかなくちゃならないんだと思うんですね。結局、まず混焼というふうに言って、岩手県は随分進んでいますけれども、多分一般的な人から考えると、混ぜて燃して数字下げたらいいんじゃないかということ自体が、はてなというところがあると思います。そのぐらいアレルギーはあるんだろうなと思います。そういうところを科学的にちゃんと説明できるならしなくてはいけないと思いますし、それで今度その焼却灰として8,000になるとかならないとかというようなことも非常に各プラント、施設においては大きな問題ですし、どの処理場も、それをまたどこかに処理をしているわけですね。その処理場というのは必ず満杯になって、次のところをつくらなくちゃいけなかったりします。そうすると、今のところなのか、その次のところなのか、そういういろんな問題が出てきて、住民に説明しなくちゃならない、安心を確保しなくちゃならない幅が広がってきます。そういうようなことを全体として整理する。それは市町村だけではなくて、県または国も入ってスキームを考えていただきたい、そういうふうに思っております。

○若生宮城県副知事：ありがとうございます。

あの、なかなか難しい問題なんですけれども、実は混焼して、燃やしているところもあるわけでございますので、利府さんのほうで前にやられたことがありますので、何かご意見ございましたらお願いしたいと思います。

○鈴木利府町長：利府町の場合、絶対量が少なかったもので、皆さんと比べると

基準になりませんが、ただ、できました。まず、混焼する前も放射線量と、アフターも放射線量は、全く逆にいえば微減している状況でして、そのために放射線量がふえたということはありません。ただ、今県内1カ所という、例えばあの瓦れき処理場の仮設のお話ありましたが、それをすると、どこにという問題が、新たな問題が発生するのかなど、非常に難しい問題でありますので、我々も少しでも引き受けたいんであります。能力的には本当に我々も広域でありまして目いっぱいでございます。震災瓦れきですね。受け入れたいんであります。容量が目いっぱいであるということで、先ほどこから皆さんおっしゃっているとおりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

仙台市さんも、ご経験なさっていたというふうにお伺いしてたんで、アドバイスやご意見ございましたお願いいたします。

○奥山仙台市長：特に具体的にアドバイスできるほど知見がたまっているとは思えないんですけど、まず1つは、やはり今までご意見がございました中で、これは国は否定なさいましたけど、やはり国がその8,000ベクレル以下という検査結果をもって、やはりこの5年間何もしてこなかったんだけど、結局逃げ切れるのかというような、非常に言葉は悪くて申しわけないんですけども、あれだけ我々と一緒にやるんだと言っていたもので、時間が経過するとそうじゃない枠組みが出てくるということに関しては、やはりこれは当該の指定廃棄物を持っているかいないかにかかわらず、自治体首長として、そもそも国を信じてやってきている我々として、やはり裏切られている思いだということのころは、心情的だと言われると思うんですけど、環境省からするとですね。ただ、私はそのころを非常に環境省はしっかり重く考えていただいて、例えば今後さまざま今話し合われるであろう再測定にしても、例えば県内の広域処理にしても、どこであれ、必ずやその現地に入って説明するという難しさは、これまでと変わらないものが出てくるということは今お話があったとおりなので、そこに例えば環境省の職員が来ないなどということになったら、これは我々どうやって責任を持って地元に入れるかということを考えたら、どのお一人の首長さんもお入れないと思うんですよね。だからやっぱり、全ての現場に環境省の職員は入るということ、財政の支援も言っただくのもありがたいことなんだけど、まず何よりも職員が、環境省が説明の主体にどんな場合であっても入るんだということ

しっかりと重ねて確認をさせていただく必要があるかなど。

それからあとはやはり、登米の市長さんからお話ありましたがけれども、検査というのは全部悉皆検査するわけにはいかないというのもよくわかるんですが、ただ、やはりどうしても住民の方は非常にそのある抽出で調査したものについての足した結果薄まった状況で燃やしたから大丈夫だったんじゃないかということは、仙台の焼却の場合にも相当に開示請求も含めいろいろな資料の請求もありました中で、厳しいご追及がございましたので、そういう意味ではやはり、8,000ベクレル以下に下がったというところの数字的な確かさ、これが崩れるともうあと全てできなくなりますので、そこはやはり登米市長さんがおっしゃったように、しっかりと点検していただいた上でないと、次に進んだときの土台が揺らぐとすごく難しいなというふうな気がしているところであります。

あとまたあわせてきょうの資料の中で18ページに、さまざまな指定廃棄物の一時保管委託契約とか、圧縮とか梱包とか乾燥とかいろいろな方法を出していただいたんですけど、では、例えば我々とはどうか、県内で持っているさまざまな態様のさまざまな物量のものに対して、例えばこの方式によってメリットが出ると環境省がお考えになるものがどのくらいあるのかとか、こうこうこういう条件のものだとこれが生きるであろうとか、なぜこうこうこういうものを、例えば焼却にかわって推奨されるのかとかそのあたりの、例示だけではなくて県内全体を見回したときのさらなる踏み込んだ構造の解析みたいなものもお示しいただかないと、この例示を一体どうやって解釈したらいいものかということでもた時間がかかるかなというふうなこともありますので、せっかくの環境省の技術的ご助言というものを、もう少し詳細に伺ってみたいなという気もいたしました。ありがとうございます。

○若生宮城県副知事：ありがとうございます。大変参考になりました。どうもありがとうございます。

いろいろなお話伺ってまいりました。ご質問、あ、どうぞ。風間市長さん、お願いします。

○風間白石市長：今、奥山市長が言ったことと若干同じことなんですが、私たちあのときに、白石の場合ですね、指定廃棄物、8,000以下になっても国が指定廃棄物の解除はしないということで私はずっときてたんです。それが、8,000ベクレル以下になったから一般廃棄物にしますというふうに変ってきてるなというふうに思っています。ただ、これをどう受け取るかだと思

んです。これをこのまんまにして、いやだめだって言ったら多分変わらない。今、最終処分場が3カ所から、とにかく知事のところに戻ったというのが現実だとなれば、何とかこれを処理しないと、いついつまでも宮城県にはこのごみが残る続けるというのが現実かなと思います。ちょっとひとくされ本当は国に言いたいんですが、せめてじゃあ8,000ベクレル以下の、先ほど大和の町長さんや南三陸の町長さんもお話ししたとおり、焼却という、減らしていくという、みんな宮城県全県の人が思うんだっただけですよ、私、可能だと思うんですよ。でもそうもしないと、宮城県からはなりませんよ。総論賛成各論反対では、申しわけない、動かないと思います。それと、焼却場だけじゃないんです。その後の最終処分場のこともしっかり考えていただかないと。だからここは県、県知事がしっかり頭になって、宮城県全体をまとめるくらいの気持ちでやっていただかないとだめだと思いますので、宮城県から、せめて少しでもなくす方向性で、みんなで歩み寄ればと、そういうふうに思いますので、お願いします。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ。

○伊藤大崎市長：きょうの会議でいろんな形、新しい形を模索していくということに方向性がなりましたが、しかし、その先が見えてないこともまた事実であります。過去8回の市町村長会議を経て、一定の確認や方向性を見出してきたと、努力をしてきた。その上に立って、現状の現状認識の中でここからどうするかということで、8,000ベクレル以上のことについては、一度知事に環境省から返していただくということでもあります。

ここから8,000ベクレルの上も下もですが、県が今まで知事のもとで、市町村長会議で、ある意味では会議の指導力とはってきてももらいました。今後ですね、やはりその解決策、あるいはその具体的な実行策を、県がやはり責任を持ってやっていただきたいというふうにまずお願いしたいと思います。その8,000ベクレル以上のことについては、ボールが返ってきた以上、もちろん知事の手元で検討していただくとありますが、市町村長会議を開いてきた経緯からすると、オブザーバー、アドバイザー、パートナーとして、ぜひ市長会会長、町村会会長とよく連携相談していただいて、その現状の中でどういう方向性を見出すかということをご研究をいただきたいと思います。

2つ目のその8,000ベクレル以下、このことについては、先ほど私も井上副大臣発言のときに、その現場からの疑問は出しました。数字上の問題だと

か法律上の問題だけで、現場はそうかと素直に割り切れないものがありますが、しかし、できるものからやっていかなければならない。将来の方向性ということと、集約の方向性と、それともう一つは現状今仮置きされているやつをできるだけ早く減容化なりなくしていくという現実の対応をしなければならぬと。お約束した期間ももう決まっていると。風化してしまっている、風化というか、包装が風化してしまっているということなどからすると、やれるものからやるということは大賛成であります。

しかし、我々も、このことは我々も関心を持っていろいろ現場の状況を把握しているつもりですが、より現場を把握して農家の方々や区長さん方とやりとりしているのは、うちの場合も現場の課長さんだとか現場の係長さん方なんですね。ののしられながら、批判を受けながらやっているのはですね。ですから、例えば減容化をしていくということを、どれを減容化するのかということの分別も含めて、区別も含めて、減容化の方法が、今出ている焼却なのか、混焼なのか、あるいは堆肥化なのか、あるいは化学的処理なのか、それぞれ各自治体は、この一般廃棄物の処理のことについても、あるいは8,000ベクレル以上のものについても、いろいろと独自の研究をしたり、データを取り寄せたり、場合によっては大学とのいろいろな情報交換や民間の方々との情報交換を持っている、蓄積している情報だとかデータを持っているはずだと思うんです。ですから、知事の検討のもとに、ぜひ県庁の担当部の方々はもちろんであります、そういう汚染物を持っている市町村の現場を熟知しているの方々との連絡会のようなことが必要であれば、必要であれば、その聞き取りであったり協議であったりということも、乖離しない現実的な処方箋を生み出す一つの有力な方法ではないかと思っております。

何にしても各市町村がばらばらではなくて、宮城県として、知事のもとで新しい方法を、方針を出していただいて、それをみんなで協力をしていくと、解消もリスクもみんなで背負っていくという覚悟がないと、これは乗り切れないと。ただその方法を出すときに、現場の事情ということを事前によく把握しておかないと、同じことのボタンのかけ違いや過ちを繰り返すことになってしまうことがありますので。もちろん私たちも、こういう会での状況はお伝え申し上げますが、より状況をわかっている方々の実務調整ということもぜひやっていただいて、適切な方針を出していただきたいと思っております。そのときに、津波被害のときの瓦れき処理の方法、仮設であったり、焼却の場合は仮設であったり、内陸との連携であったり、県外との連携であったりという実践事例もありました。あのときは県が主体的な形でその方針を出して、行動も起こして成功したという事例もありますので、そのことにも

学びながら、新しい方策をぜひ、この場ですぐ結論が出ない部分もあると思いますので、ぜひ実態に即した形の方向性を出していただきたいと思います。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

この8,000ベクレル以下の件について、またご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○保科丸森町長：確認なんですけれども、先ほど大河原の町長さんがお話ししたときに、除染で出たものについては後回しのような話で消えてしまったんですけれども、そういうことなんですかね。私ども仮置き場25カ所ほどありまして、それは8,000ベクレル以下の木の葉なり草なんですけれども、この処理というふうなものは町単独で考えろというふうなことなんですでしょうか。

○村井宮城県知事：いえ、そういうことではないですよ。

○若生宮城県副知事：後回しと言った覚えは全然なくて、きょうの議論は、一応、指定廃棄物をそれにかかわる廃棄物ということで、除染のほうとは別な処理の会議というふうに位置づけていましたので、そういった意味でこのきょうの会議とはまた別なところでの議論だというふうに申し上げたつもりでございます。決して後回しとか何かというんじゃないで、そちらのほうも大切な課題というのは承知しているんですけれども、そういったことで、きょうはちょっとポイントを絞って、指定廃棄物とそれにかかわる8,000ベクレル以下についてのお話ということにさせていただいたわけです。

○村井宮城県知事：わかりやすく言うと、法律どうのこうのよりも、要は汚泥とか浄水発生土というのは、8,000を下回った段階で、燃やさなくてももう埋め立てできるわけです。今おっしゃったような燃やせるようなやつですよ。要は農林業系と同じようなものだと思いますので、その辺は当然一緒になって考えますので、データ出したときに、調べてほしいければ調べてほしいと言っただけであれば結構ですし、燃やす中の量の中に入れるように当然いたしますので、それは心配しなくて大丈夫です。

土は、8,000切った段階で埋めることはできますので、燃やす必要何もありません。減容化も何もありませんので、燃やしても量変わりませんので、そういうことです。

○若生宮城県副知事：落ち葉と土を今度別々にするとかいろんな課題をこれ含んでいて、それは我々も承知しているんですけども、申しわけなかったんですが言葉足らずでしたけれども、きょうの会議はあくまでもこの指定廃棄物並びにその8,000ベクレル以下の主に農林系ということの処理をまずどうしようかという会議だったので、そういった意味で申し上げたので、大河原町長さんにも何か申しわけなかったんですけども、その辺のことで申し上げたつもりでございますので、どうぞよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。失礼いたしました。

それでは、随分、はい、どうぞ。

○佐藤栗原市長：すいません。未指定を今回このような形で再調査して、もう一回見てもらうということ、ありがとうございます。大切なことなんですよ。もう県では既に数字を知っているわけですよ。1回目のやつは。今回5年がたって、どのくらい変わるか、大変興味がありますけれど、何回も申し上げますが、丁寧に、市の立ち会いのもとでやっていただきたいと。

県のおかげで、国のおかげで、5カ所に集約して集中管理できていることは、大変県の実力を私は評価しているところであります。したがって、最後の最後まで、どうしたら減容化できるか、そのマックスを目指して、これからも頑張ってもらいたいと思います。知事にエールを送りながら、私は、私の感想を述べさせていただきます。

○村井県知事：ぜひ、テレビカメラの前でそのように言っていただきたいと思います。

○若生宮城県副知事：どうぞ。

○伊勢大河原町長：若生副知事から別に失礼なことを言われたつもりは全くなくて、私が申し上げたいのは、この議論が堂々めぐりするということを勝手ながら予測しているんですね。要するに、減容化したものをどこで処分するかということがはっきりと明確でない限り、この議論をしたってまた同じことを繰り返すと思うんですよ。だから、やっぱりもう少し根本的のところから議論をしてもらいたいというのが趣旨でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○若生宮城県副知事：わかりました。どうも失礼いたしました。

随分皆さんからご意見いただいたわけでございますけれども、今までいただいたご意見を踏まえて、知事からこの件につきましてご発言をさせていただきます。

- 村井宮城県知事：これについては、もう今いろんな意見が出ましたので、申しわけございませんけれども、少し私どものほうで頭の整理をさせていただきますして、県から、総論としては、皆さん方針を県から示せということでございますので、今いただいた意見、もちろん取捨選択させていただきますけれども、1カ月から1カ月ちょっと、もしかしたらゴールデンウイーク越えるかもしれませんけれども、その前後に、ゴールデンウイークの前後に皆様方にもう一度集まっていただいて、県主催の会議を開催させていただき、そのとき環境省は呼びません。その席で私どもの方針を、大まかな方針を示させていただきますというふうに思います。それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

ではそうさせていただきます。

- 若生宮城県副知事：それでは最後のテーマでございますけれども、今までの3点も含めて全体的なご意見について、皆様から、ございましたらお願いいたします。須田町長さん、お願いします。

- 須田女川町長：2つですね。皆さん本当に大変ご苦労さまでございました。

この市町村会議の位置づけというものをもう一度確認を改めてみんなでおいた方がよろしいのかなというふうに存じます。この会議の場だけではなくても、例えば、町村会でも市長会でも、多分何回かこういうことあったと思うんですが、つまりですね、どなたがどうこう、どう言ったかというのはちょっと正確ではないんですが、要は議決の場ではないからというようなお話あったと思うんですが、むしろこの政治的な立場をしょっている人間がここに一堂にがん首を集めてやっている以上、むしろ相当重い場なんだというふうに私自身は理解しております。ですから、栗原市長が何度もその趣旨の発言を繰り返しなさって、私はもちろんそのとおりでと思うんです。そういう場であるよねということ、まず全体確認しておく必要がある。

というのは、これから、今いろいろ出たお話が、こうステップを踏んでいったときに、また多分、この場での意思決定というのは何だったのかという

ことがもう一度問われる場面というのが、多分何度か出てくるはずだというふうに思うので、その辺というのは基礎的な部分で、基本的な部分として、この合意、これからまだ何も合意はされていないので、知事がこれからまとめて決めて、また国にぶつけていただくんでしようけれど、この場の意味ということをやっぱり再確認しておくべきかなというのが1点と、もう一つ、その8,000ベクレル以下のものについても、多分どこかできちんとリスクコミュニケーションを、対住民というのでしょうか、県民に対してやっていかないと、多分、これは環境省にももちろんやってはもらうんでしようけれども、やってもらわなくちゃいけないんでしようけれども、それぞれの立場で、多分やっていく場面というのが出てくるんだらうなというふうに思うんですね。これまでいろんなこと起きたもの、例えば、京都で釜石の瓦れきというんでしようかね、災害廃棄物ですね、やはりだめとなったじゃないですか。うちは東京都さんにたまたま受けてもらって、東京都内でもいろんな声あるけど、23区の区長会の皆さん、知事、あとは特別三多摩地方の首長さん中心にそこは腹くくっていただいたやっていたいただきました。おかげでうち1年で本当にやっていたいたんですが、現場の搬出、まず仕分けの段階から測定、搬出でも測定、燃やす段階でも測定、廃棄でも測定、全部そこまでやって、データも開示していてやっていた経過があります。本当に頭下がるほどご尽力いただいたんですけども、多分宮城県全体でもそのようなプロセス、何かしらのことでやっていく場合は当然必要になってくるんだと思うんですが、ただその前のレベルがこうで、これになったらこうだよというお話がきちんとなっていないと、例えば先ほど猪股町長さんおっしゃいましたが、地元の事業者さんが撤退するよ。だから、そこもどこまでのレベルだったら大丈夫なのかだとか。むしろ少なくとも今のまま置いてあるのが不安定だから、今この場から我々も企業として撤退しますという話が出てくる方が当たり前の状況だと考えます。それはもしかしたらあるかもしれないわけですよ。でも集積されるということに対して、多分かなりナーバスになられている企業が多いということだと思うんですが、そういうところもどの程度までどうなのかという事をきちんとかうコミュニケーションできないと、同様の話っていっぱい出てくるのかなというふうに思うんですね。ぜひその点、今後進めるに当たって重要視していただいた方がよろしいかなと思ひまして発言いたしました。

○若生宮城県副知事：猪股町長。

○猪股加美町長：この問題の8,000以下の処理についても、これは慎重にやっ  
ていく必要があると思っています。ですから、ある程度の時間は、私は覚悟  
しなくちゃならないと思っております。

それから、先ほど混焼というお話があったんですが、混焼している一関で  
も実は困っているんですね。ですから、なかなかこれ現実問題として、どこ  
かに仮設焼却炉を設置して混焼するというのは困難なことだろうというふう  
にも考えております。

また、最後3点目ですけれども、やはりこの問題ですね、特措法の改正、  
基本方針の見直し、最終的にこれは避けて通れないんだろうと思っておいま  
す。知事ももともと県外に1カ所にすべきだというふうにはずっと言ってきて  
いますので、そこのところは引き続きぜひ国のほうに知事の方からも要望し  
ていただきたいというふうに思っております。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。

はい、どうぞ。風間市長さん。

○風間白石市長：先ほど、最終処分場もちゃんと考えてくださいというふうに  
私はお話ししたつもりなんです。それが、知事や副知事が、環境省とおなじ  
ようなことを言われたのでは困るということ。8,000ベクレル以下はオーケ  
ー。簡単に言わないでください。最終処分場を持っているところだって、住  
民いるんですよ。そういう点も考慮を今後も進めていただきたいというふう  
に思います。

○若生宮城県副知事：ありがとうございました。ほかにご意見ございますでし  
ょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

## 5 閉会

○若生宮城県副知事：本日はいろいろご意見いただきましてありがとうございました。  
閉会に当たりまして、知事からご挨拶を申し上げます。

○村井宮城県知事：どうも長時間わたりましてありがとうございました。一つ  
ずつ話し合って決めていきたいと思っております。

この集まりは任意の集まりでありますので、何ら強制力があるわけではあ  
りませんが、やはりそれぞれの行政のトップが集まっての話し合いで  
ございますので、ある意味一番重い会議であると、宮城県内では一番重い会

議であると、私はそういう思いでございます。決まった後にああだこうだとなると前に進みませんので、どうか皆さん協力をお願いしたいというふうに思います。

私も、正直申し上げて環境省には言いたいことが山ほどございます。皆さん以上にストレスは感じています。でも、それを言い出したら前に進まない。一番大切なことは、今ある廃棄物を一日も早く農家の皆さんの軒下からなくすということだというふうに思っています、そこに最大限の重きを置きたいというふうに思っています。何をやるにしても必ずいろんな反対意見は出るだろうというふうに思いますが、国に責任を押しつけるわけにもいきませんので、やはりこれは自分の役割だと、みんなでそう思って、俺の仕事だと、市町村の仕事だと、県の仕事だと、そう思ってぜひやりたいというふうに思っています。当然、批判の矢面には、また県も出ていこうというふうに思っていますので、皆さんにそれを押しつけるつもりはございません。一緒になってこの問題を片づけていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

大体1カ月をめどに県の方針をまとめて、皆様方にまた相談をしたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

きょうはどうもありがとうございました。

○司会：以上をもちまして、第9回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。